

〔別 紙〕  
様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人かりゆし会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 ( ☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり )
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 山口県山口市黒川垂 2305 番地 3

(3) 設立認可年月日 平成 21 年 3 月 2 日

(4) 設立登記年月日 平成 21 年 4 月 1 日

(5) 役員及び評議員

|       | 氏 名   | 備 考    |
|-------|-------|--------|
| 理 事 長 | 田邊竜太  | 診療所管理者 |
| 理 事   | 田邊芳美  |        |
| 同     | 田邊享子  |        |
| 同     | 家永美智江 |        |
| 監事    | 山本充   |        |

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種 類 | 施設の名称 | 施設の医療機関コード<br>又は介護事業所番号 | 開 設 場 所         | 許可病床数 |
|-----|-------|-------------------------|-----------------|-------|
| 診療所 | たなべ歯科 | 3530331192              | 山口市黒川 2305 番地 3 | 0     |

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 15 日 令和 7 年 3 月決算の決定

様式2

法人名 医療法人かりゆし会

※医療法人整理番号

所在地 山口県山口市黒川2305番地3

財 産 目 録  
(令和 8年 3月31日現在)

|            |           |
|------------|-----------|
| 1. 資 産 額   | 94,861 千円 |
| 2. 負 債 額   | 19,947 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 74,914 千円 |

(内 訳) (単位：千円)

| 区 分               | 金 額    |
|-------------------|--------|
| A 流 動 資 産         | 40,411 |
| B 固 定 資 産         | 54,450 |
| C 資 産 合 計 (A + B) | 94,861 |
| D 負 債 合 計         | 19,947 |
| E 純 資 産 (C - D)   | 74,914 |

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

|     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 土 地 | (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)) |
| 建 物 | (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)) |

法人名 医療法人かりゆし会

※医療法人整理番号

所在地 山口県山口市黒川2305番地3

## 貸 借 対 照 表

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部    |        | 負 債 の 部    |        |
|------------|--------|------------|--------|
| 科 目        | 金 額    | 科 目        | 金 額    |
| I 流 動 資 産  | 40,411 | I 流 動 負 債  | 4,882  |
| II 固 定 資 産 | 54,450 | II 固 定 負 債 | 15,065 |
| 1 有形固定資産   | 32,054 |            |        |
| 2 無形固定資産   | 133    | 負 債 合 計    | 19,947 |
| 3 その他の資産   | 22,263 | 純 資 産 の 部  |        |
|            |        | 科 目        | 金 額    |
|            |        | I 基 金      | 9,000  |
|            |        | II 積 立 金   | 65,914 |
|            |        | 純 資 産 合 計  | 74,914 |
| 資 産 合 計    | 94,861 | 負債・純資産合計   | 94,861 |

様式 4 - 2

法人名 医療法人かりゆし会

所在地 山口県山口市黒川2305番地3

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額    |
|------------|--------|
| I 事業損益     |        |
| A 本来業務事業損益 |        |
| 1 事業収益     | 93,109 |
| 2 事業費用     | 99,561 |
| 本来業務事業損失   | 6,452  |
| B 附帯業務事業損益 | 0      |
| 1 事業収益     | 0      |
| 2 事業費用     | 0      |
| 附帯業務事業利益   | 0      |
| 事業損失       | 6,452  |
| II 事業外収益   | 2,623  |
| III 事業外費用  | 0      |
| 経常損失       | 3,829  |
| IV 特別利益    | 0      |
| V 特別損失     | 0      |
| 税引前当期純損失   | 3,829  |
| 法人税等       | 79     |
| 当期純利益      | 3,908  |

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人かりゆし会

所在地 山口県山口市黒川2305番地3

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類 | 名称 | 所在地 | 総資産額<br>(千円) | 事業の内容 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----|----|-----|--------------|-------|---------------|-------|--------------|----|--------------|
|    |    |     |              |       |               |       |              |    |              |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

| 種類 | 氏名    | 職業   | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容          | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----|-------|------|---------------|----------------|--------------|----|--------------|
| 役員 | 田邊 竜太 | 歯科医師 | 当法人理事長        | 不動産賃借料の<br>支払い | 7,440        |    | 0            |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

# 監 事 監 査 報 告 書

医療法人かりゆし会

理事長 田邊 竜太 殿 (

私（注 1）は、医療法人かりゆし会の令和 7 年会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

## 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 18 日

医療法人かりゆし会

監事 山本 亮

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。